

お客様各位

日本 E R I 株式会社

## 中規模非住宅建築物に係る省エネ基準の引上げについて

平素より、弊社にご申請いただき誠にありがとうございます。

中規模非住宅建築物の省エネ基準を引き上げるため、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令が令和6年10月16日に公布され、令和8年4月1日に施行されます。以下に該当する建築物においては、現行の大規模非住宅建築物に適用される水準と同一の基準が適用されることとなりますので、お知らせさせていただきます。不明な点がございましたら、各支店へお問い合わせください。

### ■ 基準引上げの対象となる建築物

申請日：新規申請が令和8年4月1日以降<sup>※1</sup>

面積等：非住宅建築物又は複合建築物において、非住宅部分の床面積（開放性を有する部分<sup>※2</sup>を除く）が300㎡以上、2000㎡未満の建築物

※1 電子申請にあっては、弊社の電子申請システムにアップロードされた日付で判断します。また、原則として、必要な図書が一式揃っていることとします。

※2 内部に間仕切り壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）を有しない階又はその一部であって常時外気に開放された開口部を有するもののうち、当該開口部の合計の割合が当該階又はその一部の床面積の1/20以上であるもの

### ■ 適用される基準の水準

非住宅部分に次の基準が適用されます。

複数用途建築物の場合は、Webプログラム内で按分されて基準値が算定されます。

用途・規模		BEI の水準	
省 エ ネ 基 準	中・大規模 (300㎡以上)	工場等	0.75
		事務所等、学校等、 ホテル等、百貨店等	0.8
		病院等、飲食店等、 集会所等	0.85
	小規模 (300㎡未満)	1.0	

### ■ 備考

- ・中規模非住宅建築物に該当し、令和8年3月31日までに新規申請された建築物の変更の申請を令和8年4月1日以降に行う場合は、引上げ前の基準が適用されます。
- ・増築、改築においては、増築又は改築する部分の計画により、引上げ対象かどうかを判断します。
- ・大規模非住宅建築物に該当する場合は、従前のルールに則り、引上げ基準の対象を判断します。

### 《お問い合わせ》

- ・ご相談は各支店へお気軽にお問い合わせください⇒ [事業所一覧 | 日本 ERI 株式会社](#)
- ・業務のご案内はこちら⇒ [建築物エネルギー消費性能適合性判定 | 日本 ERI 株式会社](#)

以上